年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

福島厚生年金 事案 1255

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月 2 日から同年 11 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年 7 月 2 日、資格喪失日に係る記録を同年 11 月 5 日とし、当該期間の標準報酬月額を 2 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月2日から同年4月16日まで

- ② 昭和40年4月26日から同年5月31日まで
- ③ 昭和40年7月2日から同年11月5日まで
- ④ 昭和41年6月1日から42年1月1日まで
- ⑤ 昭和42年4月10日から同年12月31日まで
- ⑥ 昭和44年4月頃から45年1月1日まで
- ⑦ 昭和51年4月3日から同年12月24日まで

B社又はC社(現在は、D社)に勤務した申立期間①、E事業所(現在は、F社)に勤務した申立期間②、A社に勤務した申立期間③、G社(現在は、H社)に勤務した申立期間④、I事業所に勤務し、「J社で厚生年金保険に加入させる。」と言われた申立期間⑤、K社に勤務し、「L社で厚生年金保険に加入させる。」と言われた申立期間⑥、M社(現在は、N社)に勤務した申立期間⑦について、厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間①から⑦までについて、それぞれ被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、A社において、昭和40年7月2日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年11月

4日に離職したことが確認できることから、申立人が当該期間において勤務していたことは認められる。

また、申立期間③当時、社会保険事務を担当していた同僚は、「当時、雇 用保険及び厚生年金保険の加入手続は同時に行っていた。」と述べている。

さらに、申立期間③当時、A社において厚生年金保険被保険者となっていた従業員3人については、同社における雇用保険被保険者記録と厚生年金保険被保険者記録が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められ、前述の雇用保険の加入記録により、申立人のA社における資格取得日を昭和40年7月2日、資格喪失日を同年11月5日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和40年7月1日にA社で被保険者資格を取得した申立人と同職種の同僚に係る社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が無いことから、確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 7 月から同年 10 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人の日記及び当該日記に記載された同僚の記憶により、申立人が、時期は特定できないものの、B社又はC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は、「申立人と一緒にO工事現場及びP工事現場の作業所に勤務したが、健康保険証をもらった記憶は無い。」と述べているところ、当該同僚のB社及びC社における健康保険及び厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、B社及びD社の事業主に照会したものの、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。申立期間②については、申立人は、E事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、E事業所の役員だったとする者は、「申立人を知らない。 申立人の勤務期間が短いことから考えると、厚生年金保険に加入させなかっ たかもしれない。当時は出入りが多かったため、勤務状況によって加入させ ていたようである。」と述べている。

また、F社の事業主に照会したものの、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

申立期間④については、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、G社において、申立期間④のうち、昭和41年6月4日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年12月31日に離職したことが確認できることから、申立人が当該期間において勤務していたことは認められる。

しかしながら、H社の事業主に照会したものの、申立期間④に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立期間④当時、G社において厚生年金保険被保険者となっていた 従業員二人は、「申立人を知らない。」と述べており、申立人の申立期間④ に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得るこ とはできなかった上、この二人については、同社における雇用保険被保険者 資格取得日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致していないことが確認 できる。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

加えて、申立人は、申立期間④において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、申立人は、「国民年金保険料は自分で納付した。」と述べている。

申立期間⑤については、申立人は、「I事業所に勤務し、『J社で厚生年金保険に加入させる。』と言われた。」と述べているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、I事業所が法人化した後のQ社において、申立期間⑤のうち、昭和 42 年 5 月 15 日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 30 日に離職したことは確認できるが、同年 4 月 10 日から同年 5 月 14 日までの期間及び同年 12 月 1 日から同年 12 月 30 日までの期間の雇用保険の加入記録が無い。

また、オンライン記録によれば、Q社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、同社の事業主に照会したものの、申立期間

⑤に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、J社は昭和56年8月31日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、当時の役員及び申立期間⑤にJ社において厚生年金保険被保険者となっていた者に照会したものの、申立期間⑤に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできず、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間⑤において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

加えて、申立人は、申立期間⑤において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、申立人は、「国民年金保険料は自分で納付した。」と述べている。

申立期間⑥については、申立人は、「K社に勤務し、『L社で厚生年金保険に加入させる。』と言われた。」と述べているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、K社において、昭和44年4月21日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年12月31日に離職したことが確認できることから、申立人が当該期間において勤務していたことは認められる。

しかしながら、K社の事業主は、同社は、適用事業所ではなかったとしているところ、オンライン記録によれば、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、L社の事業主は、同社は、昭和44年当時、適用事業所ではなかったとしているところ、オンライン記録によれば、平成4年8月1日に適用事業所となっており、申立期間⑥において適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間⑥において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、申立人は、「国民年金保険料は自分で納付した。」と述べている。

申立期間⑦については、申立人は、「M社において、昭和51年4月3日から同年12月23日まで勤務した。」と述べているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、N社において、申立期間⑦のうち、昭和51年5月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年12月10日に離職したことは確認できるが、同年4月3日から同年4月30日までの期間及び同年12月11日から同年12月23日までの期間の雇用保険の加入記録が無い。

また、N社の事業主は、昭和51年当時のM社は適用事業所ではなかったとしているところ、オンライン記録によれば、同社は43年7月27日に適用事業所ではなくなった後、60年11月1日に再度適用事業所となっており、申立期間⑦において適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間⑦において、国民年金に加入し、国民年金保

険料を納付していることが確認できるところ、申立人は、「国民年金保険料 は自分で納付した。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保 険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。